

再 意 見 書

平成 21 年 7 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長様

郵便番号 324-0058

住所 栃木県大田原市紫塚 1-2667-3

会社名 フェニックスデザイン株式会社

TEL FAX

代表者名 細野 聰

連絡先

メールアドレス

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に  
関し、別紙のとおり再意見を提出します。

## 総論

全体としてEditNet株式会社、株式会社新潟通信サービス、KDD I 株式会社、有限会社ナインレイヤーズ、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。

## 各論

## ネイティブ方式について

(ローミングを利用する地域ISPとしての立場から)

当社はインターネット接続サービスの一部特に地域では自前調達が困難なブロードバンド回線をローミングサービス会社からの供給によりエンドユーザーに提供しています。

今回のネイティブ方式では、IPv6 インターネット接続についてこの方式を選択したISPはすべてローミングサービスの供給を受けることになり、当社のような場合は供給先が変わるだけで本質的には変わらないと思われるかもしれません。

しかしながら、ローミングサービスの供給を受ける立場としては、ネイティブ方式の会社からローミングサービスの供給を受けるのは問題があると考えます。すなわち現在のローミングサービスの会社に対しては、当社のようなローミングサービス利用ISPより仕様について要求を出すことが可能で、それに応じたサービスが供給されます。また、ローミングサービスを供給している会社も多数あり、さまざまなサービスレベルの選択が可能です。しかしながら、ネイティブ方式ではネイティブ接続を行なうISP毎にポリシーは単一化されるうえネイティブ接続を行えるISPは限定されるため、ローミングサービス利用ISP側からの個別の要求には応じてもらえなくなります。ローミングサービスはISP各社が特色を持ち、エンドユーザーのニーズに対応するためサービスの多様性を実現できるよう、利用側のISPの要望を柔軟に反映できなければなりません。

またトンネル方式でもローミングサービスは実現可能ですが、トンネル方式のローミングサービスとネイティブ方式のローミングサービスが并存した場合、ネイティブ方式のローミングサービスに競争力があると思われることから、トンネル方式のローミングサービスは存在が困難と考えられます。この結果、ローミングサービスを利用するISPにとってもネイティブ方式ではサービスの自由性が失われることになり、好ましくないと考えております。

各社から提出された意見につきまして

ネイティブ方式で接続 ISP が 3 社に限定されることについて、株式会社新潟通信サービスの意見に賛同します。特に下記の部分に賛同します。

この方式の問題点の一つはNTT 東西毎に最大 3 社にのみ限定されてしまうことであります。

NTT 東西では、今後技術の発達や機器の発達により拡大できる可能性があると説明していますが、3 社という制限が機器性能よりも利用プロトコルのもつ制限によつて、今後とも増加する見込みはない事は明白であります。

また、この 3 社を選定する条件が「インターネット接続サービスの契約数」の多い方から 3 社となっていますが、インターネット接続契約数の数え方が不明瞭であります。例えば携帯電話会社の携帯所有者もインターネット接続契約者数に入るのか、契約数の把握は何の資料を基にどういった手段で確認するのか等も不明です。(株式会社新潟通信サービス)

ネイティブ方式の制度設計について社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に下記の部分に賛同します。

ネイティブ接続においては、エンドユーザーの情報をNTT東西とネイティブ接続事業者、ネイティブ方式を採用するISP事業者が共有することになります。これらの情報は個人を特定するための重要な個人情報であり、3者に跨って共有されることによるセキュリティ上の重大な懸念があります。また、本情報は基本的にISPとNTT東西の間でユーザーを突き合わせるために必要なものであり、ネイティブ接続事業者はその内容を具体的に知る必要性はありません。ついては、エンドユーザーを特定する情報については、3者の間で特定できるID情報等をやり取りすることによって個人情報の交換を避ける等の措置が必要と思われれます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

アダプタのホームゲートウェイ (HGW) からの分離及びの費用負担について、EditNet 株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

トンネル方式のISPを利用する利用者が「アダプタ」の代金を負担する必要があることについて、初期費用で1万円程度の差が生じてしまえば、ネイティブ方式との競争上著しく不利になる可能性がある。ネイティブ方式を認可するのであれば、最低限、

アダプタの代金が利用者の負担とならないようにする必要がある。(EditNet 株式会社)

IPv6インターネット接続の基本的接続機能であるトンネル接続が、ネイティブ方式に比べて不便かつ費用がかかることにより、実質的に競争力が劣る、使えないものでは不適切であり、トンネル接続のエンドユーザーに対しても、ネイティブ接続のエンドユーザーに対するものと同条件で提供されなければならないと考えます。アダプタ機能はトンネル方式の提供において不可欠な機能であること、及び今回のIPv6インターネット接続方式においてはホームゲートウェイを利用しているエンドユーザーしか対象にしていないことを考慮すると、具体的には、アダプタはホームゲートウェイとは別な装置ではなく、一機能としてネイティブ方式のエンドユーザーに提供されるホームゲートウェイ装置の中に含まれ、エンドユーザーの希望者に対してはホームゲートウェイのレンタル費用のみで配布されるべきと考えます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

ネイティブ方式の接続事業者(代表ISP)の制度について EditNet 株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

3社のいわゆる「代表ISP」は、第一種指定電気通信設備への接続上不可欠な役割を持つものであり、一種指定並みの規制(提供義務及び約款化の義務など)が課せられる必要がある。

ネイティブ方式では、代表ISPが必ず活用業務を利用することとなっており、しかも広域化機能は非指定設備であることから、一種指定に接続するために、非指定を経由する必要があるという問題が生じ、本来のNTT東西の業務を大きく逸脱する。

ある時点のローミング利用者数の上位3社が固定的に今後もネイティブ方式での相互接続が行いけるとするのは、市場の寡占化につながる。(EditNet 株式会社)

ネイティブ方式によるインターネット接続サービスを希望する一般のISP事業者は、指定電気通信設備であるNGNと接続するにも関わらず、直接接続可能な事業者数の上限が3社という制限から、ネイティブ接続事業者経由でないとNTT東西と接続することができません。一般のISP事業者はネイティブ接続事業者から指定電気通信設備であるNGN上のIPv6インターネット接続サービスの卸売りを受けることとなりますが、ネイティブ接続事業者は一般の電気通信事業者であることから、現行法では役務提供義務を有しません。約款案では「不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと」「特定の電気通信事業者に対して不当な差別的な取扱いを行わないこと」しか規定していませんが、ネイティブ接続事業者に対しては、更に

役務提供義務を課すなど、指定電気通信設備事業者並みの規制が必要と考えます。

また、ネイティブ接続事業者同士の合併は独占状態を生む可能性があるため、事業合併は禁止する制限も必要と思います。インターネット業界では企業買収などを通じた事業者の統廃合も盛んであり、当初3社だったネイティブ接続事業者が合併などを通じて1社となった場合や、持株会社などを通じて経営統合がされた場合、実質上ネイティブ接続においては独占企業が誕生することになります。その場合は空いた枠を活用し、新たな会社がネイティブ接続事業者として参入できるか、ネイティブ接続を提供する会社が合併する場合は、ネイティブ接続に関する事業を別会社に事業分離することを義務づけるなどの措置が必要と考えます。

さらにネイティブ接続事業者は、自らも小売で一般のエンドユーザーにサービスを提供すると、卸を受ける他事業者は条件面で不利となることも考えられます。従いまして、ネイティブ接続事業者は他ISP事業者に対する卸売りに徹し、自らエンドユーザーに対する小売は行なわないこととするべきと考えます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

ネイティブ方式の名称について有限会社ナインレイヤーズの意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

ネイティブ方式で用いられる経路制御は、パケットヘッダの送信元アドレスに基づくものです。IPで原理的に用いられる経路制御は送信先アドレスに基づくもので、技術的な用語の使い方として根本から間違っていると考えます。議論の過程で出ていて申請されていない「案3」と呼ばれた方式こそがネイティブと呼ばれて然るべきです。

(中略)

今回、nativeではない技術に対して「ネイティブ方式」と名前付することは、IETF等で議論する際に混乱を招き、より日本固有の問題であると言う印象付けをし、国際標準を修正するための活動を阻害する可能性があると考えます。両者に対する適切な命名は再検討されると良いと思いますが、一案としては、それぞれを「オーバレイ方式」「シングルプレーン方式」というように呼ぶ方法もあるかと思います。

ネイティブ方式におけるIPv4サービスへの懸念についてKDDI株式会社の意見に賛同します。特に以下の部分について賛同します。

今回の接続約款の変更認可申請(案)において、「ネイティブ方式」という用語は、「IP通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式」という広義に解釈可能な定義がなされています。

「ネイティブ方式」という用語が広義に解釈可能であることにより、活用業務「地域IP網経由のエンドユーザー間IPv6通信に係る料金設定(以下「NTT東・西間I

IPv6通信活用業務」といいます。) ※のように、接続約款の規定内容を拡大解釈した新たなNTT東・西のサービスが開始されてしまうおそれがあると考えます。

例えば、NTT東・西が一部事業者とネイティブ方式でのIPv4インターネット接続について協議を進め、協議がまとまり次第接続約款を変更する等の場合に、NTT東・西間IPv6通信活用業務のように、接続約款の変更が軽微な変更として処理され、パブリックコメントを経ずに、ネイティブ方式でのIPv4インターネット接続という新たな接続方式でサービスが開始されてしまう可能性があります。

従って、ネイティブ方式については今回、IPv6に限定した解釈しかできないように定義し直すべきです。

ネイティブ方式の接続事業者（代表ISPの）条件について、EditNet株式会社、KDDI株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

公正競争上、NTTグループの会社や、特定のISPの影響力が及ぶ事業者が代表ISPになるのは制限されるべきである。（EditNet株式会社）

・NTT東・西自身がISP事業を行うことはNTT法の趣旨に反するものであり、仮に活用業務の認可申請が行われたとしても、NTTの組織形態を見直し、アクセスとコアIP網を分離してNGNを構築し直さない限り公正な競争環境が担保されないため、絶対に認められるべきではありません。

・NTT東・西の子会社がネイティブ接続事業者となることは、本来必要な活用業務認可手続きを経ず、脱法的にNTT東・西自身がISP事業を行うことと同義となります。従って、NTT東・西の子会社はネイティブ接続事業者となる資格を持たないものとして扱うべきであると考えます。（KDDI株式会社）

NTT東西を地域通信の会社と位置づけるNTT法の原則からして、NTT東西の子会社及び関連会社、及びその子会社は長距離通信に分類されるインターネット接続のネイティブ接続事業者となるべきではないと思います。（社団法人日本インターネットプロバイダー協会）

ネイティブ方式の接続事業者の選定プロセスについて、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

ネイティブ接続事業者の選定をNTT東西が行なうことについては、透明性、公正性の点で問題があると考えます。選定は、もし行なわなければならないとするならば、NTT東西ではなく、第三者により行なわれなければならないと考えます。（社団法人

人日本インターネットプロバイダー協会)

ネイティブ方式の「網内折り返し機能」について、EditNet 株式会社、イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

ネイティブ方式の「網内折返し」は、プロバイダ責任制限法や犯罪捜査への対応等に影響を与えることが考えられる。また、迷惑通信への対応ポリシーが、網内折返し通信と ISP 経由通信で異なる事例などが生じる。網内折返しについては、それを前提としたサービスの設計をすべきではない。(EditNet 株式会社)

ネイティブ方式では、網内折り返し通信を提供することとなっていますが、ユーザ間の通信が NGN 網内で折り返した場合、ISP 事業者はその通信について管理することができません。そのため、警察など捜査機関からの不正利用に関する照会が届いた場合に、対応ができない問題が発生します。

また、ネイティブ方式ではひとつの IPv6 アドレスで閉域網である NGN と公衆網であるインターネットに接続するため、NGN 内におけるセキュリティが低下し更にはユーザ利便性の低下が想定されます。(イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社)

ネイティブ方式の相互接続点が東西 1 箇所しかないことについて、株式会社新潟通信サービス等から提出された意見に賛同します。特に以下の部分について賛同します。

今回の「ネイティブ方式」では NTT 東西との接続点を東西各 1 箇所とすることが説明されています。又、将来的には増設する可能性もあると説明されていますが、弊社では 3 月の調査申込において NTT 東日本に対し「新潟県」にアクセスポイントの設置を要望し、県単位の接地を要望いたしました。

現在 NTT 東日本とは協議継続中ではありますが、実際には不可能との回答を得ています。内容としては NGN 網そのものが NTT 東西毎に 1 つのネットワークになっており、県単位のサービスではなく「県を超えた広域サービス」であることに起因していると説明されています。

しかし、全国には、地域で ISP 事業を行っている多くの会社があります。今回の接続点 1 箇所への制限は地域で ISP 事業を行っている事業者にとっては死活問題です。これまで自主的に設定できた価格やサービスがすべて全国規模の事業者にゆだねられ、地域の事業者の自主的なサービスは不可能となってしまいます。

(株式会社新潟通信サービス)

トンネル方式の網改造料について社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

また、ISP事業者がIPv6インターネット接続に対応する場合、トンネル接続インターフェース付与機能の網改造料として個別に費用負担している集約装置について、現在のIPv4用の集約装置は使うことができないことから廃棄が必要になります。集約装置の廃棄にあたっては、減価償却残額分の一括の支払いと撤去手数料がISP事業者の負担として生じるため、これについては配慮を求めたいと思います。（社団法人日本インターネットプロバイダー協会）

マルチプレフィックス問題の解決について有限会社ナインレイヤーズの意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

NGNのIPv6化で問題になったのがマルチプレフィックス問題であり、これはIETFの標準化プロセスにて解決されるのが適当であると考えます。

以上